

若手研究奨励制度規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大学行政管理学会（以下「学会」という。）の若手の会員の研究活動を奨励し、もって学会の研究活動の活性化と会員の研究水準の向上を図ることを目的とする。

(奨励金の交付及びその対象)

第2条 前条の目的を達成するため、会員が行う個人または会員により構成されるグループ（以下「グループ」という。）の研究活動に対して、若手研究奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 交付対象は、個人またはグループを問わず、申請年度の年度末における年齢が満39歳以下の個人またはグループとする。

(奨励金)

第3条 奨励金の総額は、年度ごとに理事会が定める。

2 1件当たりの交付金額は、10万円を限度とする。

3 奨励金の交付は、個人またはグループを問わず1人当たり1回限りとする。

(奨励金の申請時期・方法)

第4条 会員が、奨励金の交付を受けようとするときは、所定の申請書に必要事項を記入し、交付を受けようとする予算年度の前年度の3月末日までに、学会研究・研修委員長を経て、学会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(審査)

第5条 奨励金交付の対象となる研究の審査のため、審査委員会を置く。

2 委員会は、次の者によって構成する。

(1) 常務理事（研究・研修委員会担当。以下「常務理事」という。）

(2) 研究・研修委員長

(3) 研究・研修委員のうち常務理事が指名する若干名

(4) その他必要に応じ、常務理事が指名する会員

3 審査委員長は、常務理事がこれに当たり、委員会を招集し、議長をつとめる。委員長に事故あるときは、研究・研修委員長がこれを行う。

4 審査基準については、別途定めるものとする。

5 常務理事は、審査及び評価の結果を会長へ報告する。

(選定)

第6条 奨励金交付の対象となる研究の選定は、前条の報告に基づき、常務理事会の議を経て会長が行う。

(通知)

第7条 前条の選定結果については、常務理事から奨励金交付の申請のあった会員に通知する。

2 グループでの研究の場合は、代表者へ通知する。

(研究期間)

第8条 選定された申請者（以下「研究者」という。）の研究期間は、当該予算年度とし1年を限度とする。

(研究報告)

第9条 研究者は、研究期間終了後2ヶ月以内に、所定の書式に基づき研究成果を常務理事を経て、会長に報告しなければならない。

(収支決算報告)

第9条の2 研究者は、研究期間終了後2ヶ月以内に、所定の様式に基づき、領収書を添えたうえで収支決算報告について常務理事を経て、会長に報告しなければならない。

(奨励金の交付辞退及び取消し)

第10条 研究者が、奨励金の交付を辞退するときは、すみやかに常務理事を経て、会長に届け出なければならない。

2 会長は、常務理事から研究者が十分な成果を上げていないとの報告を受けたときは、常務理事会の議を経て、奨励金の交付を取り消すことができる。

3 奨励金の交付を辞退した研究者、またはその取消しを受けた研究者は、交付された奨励金の全額を返還しなければならない。

(研究成果の発表)

第11条 研究者は、研究期間の終了後に成果報告を学会誌等に掲載するものとする。

(事務の所管)

第12条 この規程に定める奨励金の交付に関する事務は、事務局長が所管する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. この規程は、2017年3月11日より施行する。
2. この規程に定める奨励金の原資の一部として、初代副会長村上義紀氏の篤志を機に創設された「研究奨励基金」を充当する。

附 則

この規程は、2018年7月1日より施行する。

若手研究奨励制度の採択取消しの基準および手続に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、若手研究奨励制度規程（以下、規程という。）第10条第2項に定める「研究者が十分な成果を上げていない」こと理由とする交付取消しの基準および手続について定める。

(常務理事の判断基準)

第2条 若手研究奨励制度採択者が以下の一に該当する場合、研究・研修担当常務理事は速やかに会長にその事実を報告し、会長は交付取消しについて常務理事会へ諮るものとする。

(1) 規程第9条および第9条の2に定める成果報告書、収支決算報告が期限を過ぎても提出されないとき

(2) 規程第11条に基づき、研究期間終了後直近の投稿期間において大学行政管理学会学会誌等に投稿されず、かつ大学行政管理学会研究集会における研究発表も行われていないとき。

(3) 規程第11条に基づき、研究期間終了後直近もしくは翌年の投稿により大学行政管理学会学会誌等に掲載されなかったとき。ただし研究期間終了翌年度の大学行政管理学会研究集会において研究発表を行い、発表資料を研究データベースに登録した場合は、この限りでない。

(常務理事会の審議)

第3条 常務理事会は前条による事案を審議し、結果を会長に報告する。

(交付取消しの決定)

第4条 会長は前条により常務理事会から交付取消しの決議が報告された場合、交付取り消しを決定し、その旨を速やかに採択者に通知する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附則 この内規は、2020年3月6日から施行する。(2020年度の採択者から適用する)

大学行政管理学会若手研究奨励審査基準

2015年9月4日制定

1. 資格要件

①大学行政管理学会員であること

グループの場合は、学会員によって構成されるグループであること

②申請年度の年度末における年齢が満39歳以下であること

グループの場合は、構成員全てが申請年度末において満39歳以下であること

(ただし、2016年度に行う研究の募集に限り、申請時点において満39歳以下であることとする)

③採択は個人またはグループを問わず、1人1回のみとする。

2. 申請書様式

A4の申請様式2枚以内であること

なお、アンケートを実施する場合は、実施計画書をA版1枚以内で作成すること(様式自由)

3. 審査方法

①審査委員は、研究テーマ・内容について、別表1【観点別審査基準表】に基づく評価を行い、申請者ごとの得点(16点満点)を提出する。

②各審査委員のつけた得点を集計し、審査委員全員の平均点が原則として10点以上の申請を採択候補として、常務理事会へ上程する。

③採択件数は、予算の範囲内で採択できる数とする。ただし、採択案件の経費の合計が、予算上限を下回るときは、常務理事会の議を経て、追加採択を決定するための再審査を行うことができる。

④審査にあたっては、若手であることを考慮する。

4. 改廃

この基準の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

5. その他

この基準に定めのない事案が生じた場合には、審査委員長は会長及び副会長と協議して対応を決定し、必要に応じて常務理事会及び理事会に報告する。

別表 1

【観点別審査基準表】

審査項目／観点	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)
研究テーマ・目的 (明確さ・新規性、独創性、学会活動の活性化や研究水準向上との関係性)	テーマ・目的は明確で、新規性、独創性があり、学会活動の活性化、研究水準の向上が大いに期待できる。	テーマ・目的は明確で、学会活動の活性化や研究水準の向上が期待できる。	テーマ・目的がやや不明確、学会活動の活性化や研究水準の向上につながるかが不明である。	テーマ・目的が不明確、または学会活動の活性化や研究水準の向上が期待できない。
研究方法 (目的に対する適切さ・妥当性)	テーマ・目的に相応しい研究方法を選択し、研究目的の達成が大いに期待できる。	テーマ・目的に相応しい研究方法を選択し、研究目的の達成が期待できる。	テーマ・目的に相応しい研究方法であるか不明、または研究目的を達成できるかどうか不明である。	テーマ・目的に相応しい研究方法ではない、または研究目的の達成が期待できない。
研究計画 (計画の綿密さ、実現可能性)	期限内に目的を達成し、学会誌等に成果を報告することが大いに期待できる。	期限内に目的を達成し、学会誌等に成果を報告することが期待できる。	期限内に目的を達成できるか不明、または学会誌等に成果報告することができるか不明である。	期限内に目的を達成できる見込みがない、または学会誌等に成果報告することが期待できない。
研究経費 (適正さ、研究計画との整合性)	研究計画を実現できる効果的な経費計画である。	研究計画に概ね沿った経費計画である。	経費計画の一部見直しが必要である。	経費計画として相応しくない計画である。